

判決年月日	平成21年 4 月 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成20年（行ケ）第10361号		
○ 本件商標「g i r l s w a l k e r / ガールズウォーカー」は，商標法 4 条 1 項 1 5 号に該当しないとされた事例			

（関連条文）商標法4条1項15号

1 本件商標は、「girls walker」との欧文字と「ガールズウォーカー」とのカタカナ文字を上下2段に横書きしてなり、指定商品を第16類「・・・印刷物」等とするものである。

2 原告は、本件商標登録につき、指定商品中、第16類「印刷物」について無効とするとの審判の請求をしたが、審決は、本件商標は、原告の使用している「トウキョウウォーカー / Tokyo Walker」、「関西ウォーカー / Kansai Walker」等と類似するものではなく、その商品の出所について混同を生ずるおそれはないとし、商標法4条1項15号に該当するものではないから、本件商標登録は、商標法46条1項の規定により無効とすることができない、とした。

3 本判決は、次のとおり、本件商標が商標法4条1項15号に該当するとの原告の主張を排斥し、原告の請求を棄却した。

「本件商標の出願時である平成12年11月及び登録査定時である平成13年11月の時点において、『東京ウォーカー / Tokyo Walker』を始めとする『都市名又は地域名 + ウォーカー / Walker』との都市情報誌は、原告又はその関連する会社が発行する定期刊行雑誌として、全国で周知著名となっていたと認められる。

一方、・・・原告は、『東京ウォーカー / Tokyo Walker』を始めとする上記の『都市名又は地域名 + ウォーカー / Walker』の雑誌のほかに、平成6年12月にゲーム情報を掲載した月刊情報誌『ゲームウォーカー / Game Walker』、平成7年6月から平成8年10月まで、生活情報月刊誌『マンスリーウォーカー / MONTHLY WALKER』、平成8年11月から平成12年9月まで男性向け隔週刊誌『メンズウォーカー / MEN'S WALKER（又はMW）』、平成9年1月から平成11年2月まで海外旅行情報誌『ワールドウォーカー / World Walker』を発行し、これらの平均発行部数も・・・10万部や20万部を超えるときもあったが、それぞれの雑誌は、情報の内容や想定された対象読者層等はそれぞれ異なるものであって、たとえ広義の意味では各種情報について記載する雑誌であるにしても、必ずしも統一的に理解されるものではなく、また、定期刊行された期間も比較的短いものもあり、原告又はその関連会社がこれらの雑誌を発行していたことをもって、本件商標の出願時である平成12年11月及び登録査定時である平成13年11月の時点において、『○○ + ウォーカー / Walker』との名称一般につき、取引者又は需要者が原告又はその関連する会社が発行する雑誌等に

付される商標と考える状況にあったとは認め難い。

また、・・・原告は、『東京ウォーカー／Tokyo Walker』、『関西ウォーカー／Kansai Walker』、『メンズウォーカー／MEN'S WALKER（又はMW）』、『ゲームウォーカー／Game Walker』等の増刊号の形式やムック本又は単行本などで、また、商品の宣伝広告等を目的とする企業等との共同発行又はその依頼に基づく企画編集等として、単発的又は数回にわたる形や定期的な形で、パソコン情報誌『クリックウォーカー』、『Musical Walker』、『デジタルウォーカー／DIGITAL WALKER』、『マックウォーカー／Mac Walker』、『Uniform Walker』、『アイモードウォーカー／imode Walker』等の多数の出版物の発行をしているが、これらについては、その発行の時期、対象地域、対象読者層、情報の内容、発行回数が単発か継続的なものかということまで多種多様であって、たとえ広義の意味では各種情報について記載する刊行物等であるにしても、必ずしも統一的に理解されるものではなく、原告又はその関連会社がこれらの刊行物等を発行していたことをもって、本件商標の出願時である平成12年11月及び登録査定時である平成13年11月の時点において、『○○＋ウォーカー／Walker』との名称一般につき、取引者又は需要者が原告又はその関連する会社が発行する雑誌等に付される商標と考えることがあったとは認め難い。」

「『東京ウォーカー／Tokyo Walker』等の『都市名又は地域名＋ウォーカー／Walker』は、イベント、レジャー、映画、音楽等の対象地域における情報を掲載する、原告又はその関連会社が発行する都市又は地域情報誌に付されるものであるのに対し、被告も、携帯電話向け等のサイトにおいて、ファッション、流行、芸能等の情報を提供し、同サイトと関連して、メールマガジンを配信し、ファッション関係のウェブマガジンを発行するなどしており、その顧客である需要者に共通する部分があること、本件商標は、その指定商品中に『印刷物』を有することが認められるが、一方、原告又はその関連会社が発行する雑誌の名称として取引者及び需要者に周知性を有する『東京ウォーカー／Tokyo Walker』を始めとする『都市名又は地域名＋ウォーカー／Walker』と本件商標とは、外観、称呼及び觀念に類似していないこと、被告が運営する『ガールズウォーカー／girlswalker.com』、『ファッションウォーカー／fashionwalker.com』等のサイトについては、多数の閲覧が行われているが、その取引者及び需要者において、原告又はその関連会社が関係しているとの誤解が生じているとの事実は認められず、本件登録商標を『印刷物』に使用するとき、その取引者及び需要者において、この商品が原告と緊密な関係にある営業主の業務に係る商品と広義の混同を生ずるおそれがあるということとはできない。」